



返礼品を登録しませんか？



和寒町は、ふるさと納税制度を利用し、和寒町に寄付をいただいた方々に、感謝の気持ちを込めて、町の名産品、特産品をお送りしています。

和寒町の農産物やサービス等、全国にお届けできる良い制度ですので、返礼品の登録をお待ちしております。

- ・ふるさと納税制度とは、故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度で、納税される方は、寄附額 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税の控除が受けられ、さらに返礼品も受けられる納税者にはとてもお得な制度です。
- ・自治体は、寄附額の 3 割以内の範囲で地域の名産品などのお礼の品を贈ることができ、納税者はお礼の品を選ぶことができる魅力的な仕組みです。

1. 登録できる返礼品について

- (1) 地場産であれば、栽培や製造、加工やサービスの提供など、種類は問いません。食べ物については配送時間など含め、十分な賞味期限が確保できるものとしします。
- (2) 農産品などは、数に限りがあると思いますので、無理のない範囲で数量を決めることができます。
- (3) 現在、和寒町に登録されている返礼品との種類の重複の有無は問いません。

2. 返礼品の価格や寄付区分について

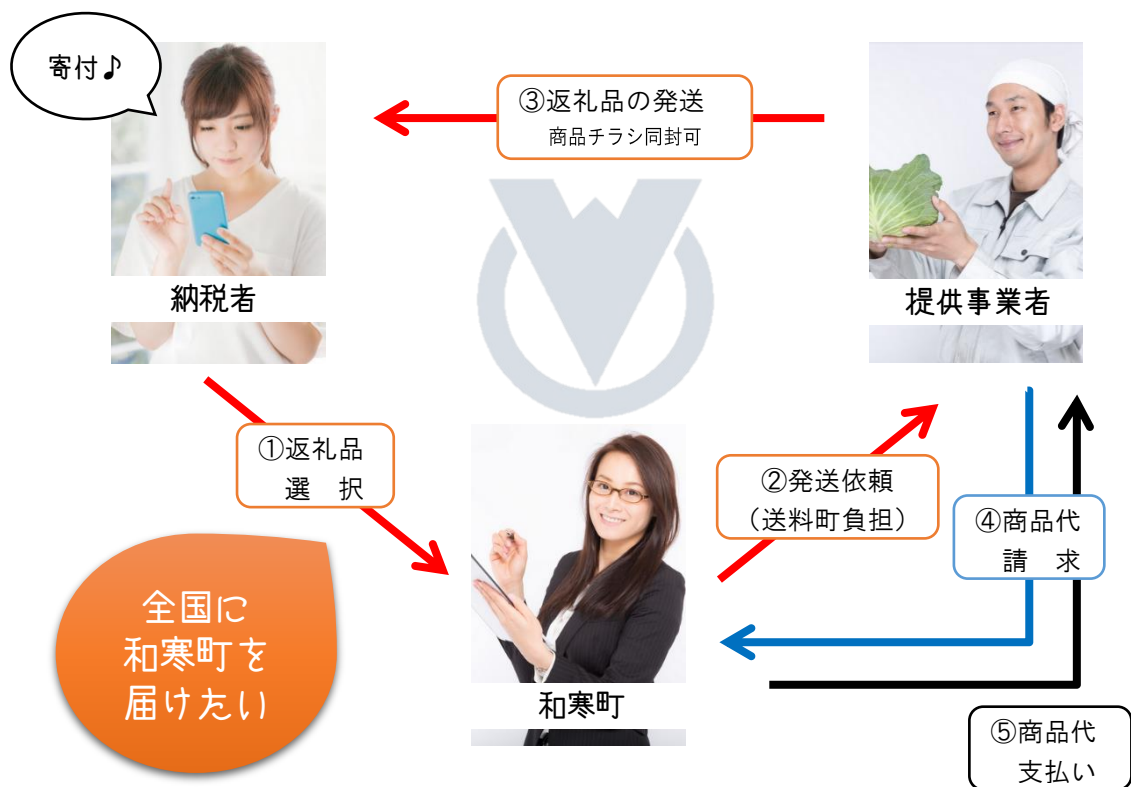
- (1) 返礼品割合は、寄附額の 3 割以内という決まりがあるため、登録する返礼品の額によって寄付区分が設定されます。
※例：返礼品の額 3,000 円までは、寄付区分 10,000 円
返礼品の額 6,000 円までは、寄付区分 20,000 円
- (2) 送料は町が負担します。
- (3) お礼の品は、納税者が選びます。

3. 和寒町が掲載している「ふるさと納税ギフトサイト」

和寒町は「ふるさと納税ギフトサイト」を利用しています。
登録サイトはホームページでご確認ください。

4. 主な流れ

①納税者は、ふるさと納税サイトなどを利用し納税します →②町は、納税者が選んだ返礼品の提供事業者へ発送伝票をお持ちします → ③事業者は、納税者に返礼品を発送します →④事業者は、返礼品の代金を町に請求します →⑤代金が振り込まれます



5. 返礼品登録方法

登録申込書に必要事項を記入の上申込みください。返礼品の写真データを併せて提出ください。

いつでもお申込みを受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

<申し込み・問い合わせ先>

和寒町総務課まちづくり推進係

TEL:0165-32-2421 FAX:0165-32-4238

インターネットは「和寒町 ふるさと納税」で HP 検索